

「JIS S 0021-5包装-アクセシブルデザイン-第5部：集合包装用段ボール箱の重量に関する情報の表示」及び「JIS S 0021-6包装-アクセシブルデザイン-第6部：詰め替え容器」の発行について

公益社団法人日本包装技術協会
JIS 原案作成委員会

JIS S 0021-5は、飲料等の集合包装用段ボール箱に関して、重量物であることを事前に認知させることを目的とした規格である。また、JIS S 0021-6は、洗剤等の詰め替え容器の操作性に関して、設計上の配慮事項を規定した規格である。

Publication of “Packaging—Accessible design—Part 5 : Marking of information on the weight of corrugated box for assembly packaging & —Part 6 : Refilling containers”

JIS S 0021-5 is a standard that aims to make it clear in advance that corrugated box for assembly packaging of beverages etc. are heavy items.

JIS S 0021-6 is a standard that stipulates design considerations regarding the handling of refill containers for detergent, etc.

はじめに

包装-アクセシブルデザインに関するJISについては、既にJIS S 0021-1（包装-アクセシブルデザイン-第1部：一般要求事項）、JIS S 0021-2（包装-アクセシブルデザイン-開封性）、JIS S 0021-3（包装-アクセシブルデザイン-情報及び表示）及びJIS S 0021-4（包装-アクセシブルデザイン-第4部：取扱い及び操作性）が整備されている。

このたび、さらに誰もが利用しやすく安全な容器・包装の普及を促進させるため、日本発でJIS S 0021-5（集合包装用段ボール箱の重量に関する

情報の表示）及びJIS S 0021-6（詰め替え容器）を提案し、令和6年3月21日に制定告示され、個別規格として既存の規格群に加わった。

1. 制定の趣旨

a) JIS S 0021-5（集合包装用段ボール箱の重量に関する情報の表示）

平成25年6月18日付で厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課から通知の“職場における腰痛予防対策指針及び解説”，作業様態別の対策3項に“荷姿の改善，重量の明示等”として、

取り扱う物の重量は、できるだけ明示することが腰痛予防対策の指針に記載されている。

現在、多くの集合包装用段ボール箱には、重量に関する情報の表示がされていない。社会環境の変化として、高齢化及び女性の社会進出が進むとともに、一般消費者の製品の購入形態も変化し、特に、一つ当たりの総重量が重い集合包装品の購入が大型店舗、通販などで増加傾向である。

このような背景から今回、一般消費者及び事業者、並びに物流センター、スーパーのバックヤードなどでの開こん(梱)作業担当者に対し、事前アナウンスとしてあらかじめ重いことを示す情報を集合包装品に表示し、重量物であることを認知させることによって身体的保護・安全面に寄与し、災害を減少させることに貢献することを目的として、このJISを制定した。

b) JIS S 0021-6 (詰め替え容器)

令和元年9月の東京都生活文化局の“洗剤類の詰め替え、移し替えにおける安全性に関する調査”報告によると、洗剤類の詰め替え時に危害及びヒヤリ・ハットの事例があり、特に“こぼす”、“切り口、角などで指を切る”などの原因による安全性の課題が示されている。

近年では、容器の再利用の促進、廃棄物の減少につながることで、経済的であることなどから、様々な詰め替え用製品が流通している。日本石鹸洗剤工業会によると、2017年における洗剤類の詰め替え用製品の出荷量は、全製品出荷量の79%と高く、生活に密接に関わっている状況である。

このような背景から、包装のアクセシブルデザインに基づいて、詰め替え容器における設計上の配慮事項を規定することで、高齢者及び視覚障害者だけでなく、全ての消費者に対して操作性に配慮された詰め替え容器を普及させ、安全性の確保及びプラスチック使用量の削減に貢献することを目的として、このJISを制定した。

2. 制定までの経緯

JIS S 0021-5及びJIS S 0021-6を制定するに当たり、公益社団法人日本包装技術協会は、JIS原案作成委員会を設置しJIS原案を作成した。なお、この原案作成に当たっては、幅広い範囲にわたり包装に関わることから包装についての学識経験者、企業の代表者、高齢者、障害者、政府関係者及び関連団体が参画した。また、規格作成実務に当たる分科会には、包装設計に携わる実務者においてJIS原案の作成を行った。

3. 規格の主な構成

a) JIS S 0021-5 (集合包装用段ボール箱の重量に関する情報の表示)

本規定は次のように構成されている。重量に関する情報として、重量物であることを認知させる図を集合包装用段ボール箱に表示することとし、その図の表示に関して、重量に関する情報のアクセシビリティを高めるための設計上の配慮事項を規定した。

- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 用語及び定義
- 4 重量に関する情報の表示方法
 - 4.1 一般
 - 4.2 図による表示
- 5 重量に関する情報のアクセシビリティを高めるための設計上の配慮事項
 - 5.1 一般
 - 5.2 図の色
 - 5.3 図の大きさ
 - 5.4 図の位置及び数
 - 5.5 安全に関連する配慮事項
 - 5.6 代替様式を使った情報の提供

b) JIS S 0021-6 (詰め替え容器)

本規定は次のように構成されている。詰め替え容器のアクセシビリティを高めるための設計上の配慮事項として、消費者の行動タスク順序

(情報入手→開封→詰め替え→再封→保管→廃棄及びリサイクル)に合わせ、情報及び表示、扱い及び操作、廃棄及びリサイクル並びに安全性の項目について記載したが、多数の項目にわたっており、設計者がこれらの項目をより把握し、詰め替え容器がアクセシビリティに配慮した設計がなされているか、自己評価が可能なように、チェックリストの例を示した。

- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 用語及び定義
- 4 詰め替え容器のアクセシビリティを高めるための設計上の配慮事項
 - 4.1 一般
 - 4.2 情報及び表示
 - 4.3 取扱い及び操作
 - 4.4 廃棄及びリサイクル
 - 4.5 安全性
- 5 詰め替え容器におけるアクセシブルデザインの評価

附属書 A (参考) 設計者向けチェックリスト

4. 審議中に課題となった事項

a) JIS S 0021-5 (集合包装用段ボール箱の重量に関する情報の表示)

(ア) 重量に関する情報として重量物であることを認知させる図とともに“総重量10kg以上”という文字による表示方法を検討したが、“重い”と感じる重量は、年齢、性別、体く(軀)、体力など、人によって異なり、科学的根拠から具体的な数字を表示することは困難と考え、規定しないこととした。

(イ) 適用範囲において、各種の集合包装用段ボール箱に対し、何 kg 以上の重量から表示の対象とするかについては、次の理由に

よって記載しないこととした。平成25年6月18日付の厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課通知にある“職場における腰痛予防対策指針”では、満18歳以上の男性では取り扱う物の重量は体重の40%くらいまで、満18歳以上の女性では体重の24%くらいまでとしており、例えば体重55kgの女性ならおよそ13kgとなる。一方、清涼飲料などでは既に2L×6本、500mL×24本の集合包装品が広く流通しており、重いと感じる人がいながらもこれらの重量は、13kgくらいと認知できていると考えられる。従って、この規格の適用範囲では、例えば、既存製品と同様な大きさの集合包装用段ボール箱でも中の製品の重量が既存品より重くなり注意を要する場合について、表示の対象とすることにした。1本当たりの内容量が増えたもの、容器の重さが増えたものなど、事業者が既存製品と異なる重量の製品を流通又は販売する場合、安全上の観点から特別な配慮が必要かどうかを判断し、この規格の適用の検討をお願いすることとした。

b) JIS S 0021-6 (詰め替え容器)

詰め替え容器の定義については、本体容器を繰り返し使うことを目的とし、詰め替え用の内容物を充填した容器を定義するとともに、近年、差し替え用として本体容器のディスペンサーを付け替えて使用するために内容物を充填した容器も増えているため、この容器も定義に加えることとした。

最後に、改めて原案作成に関係した委員の方々に感謝申し上げる次第である。

(執筆者 神谷文敏)